

# 事業計畫

## 【注意事項】

1部あたり50ページ程度を限度に作成してください。

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

## はじめに

我々が大切にしていることは「地域とともに歩む」という、住民の皆様に寄り添い地域の一員として、サポートしていくという姿勢です。所長、地域包括支援センター職員（保健師職・主任ケアマネジャー・社会福祉士、以下「地域包括支援センター職員」という。）、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターの6職種（以下、「6職種」という。）を始めとする、地域ケアプラザのすべての職員が協力しながら地域支援を行います。

担当するエリアの高齢者・子ども・障害者など全ての人々が、生きがいを感じ、お互いに協力し合うことができる地域共生社会の実現を目指し、これからも住民の皆様とのつながりを大切にして、地域の中で、見守り、支えあう仕組みづくりのために、各専門職が協力・連携しながら伴走型支援に努めます。



清水ヶ丘地域ケアプラザ外観

## 1 地域包括システムの推進

横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた「南区アクションプラン」に沿って、地域の強みやニーズ等の情報を住民の皆様と共有し、より魅力的な地域となるように活動を支援してまいります。また、地域支援チームの一員として、区役所や区社会福祉協議会、隣接する地域ケアプラザと連携を図り、「南区地域福祉保健計画」の推進に取り組んでいきます。

## 2 指定管理者としての取組

### (1) 高齢者支援

- ア 住み慣れた地域で自立した生活を目指し、生活の質（QOL）の維持向上を図る取組として、フレイル予防や健康に過ごしていただくための医療講演会、フレイル予防講座等を地域の医療機関や民間企業・事業所の協力を得て開催します。
- イ 地域住民によるサロンの運営等の支援を行いながら、地域ケアプラザだけでなく、町内会館やエリア内の施設の空きスペースを活用し、地域住民のより身近な場所でアウトリーチ型の講座等の開催に向けて取り組んでいきます。
- ウ 住み慣れた地域で暮らすことができるよう、お一人おひとりの相談ごとに丁寧に対応し、個別の支援を行う中で、地域の同じ傾向がある課題に対して地域の中で、解決できるよう

な仕組みづくりに取り組んでいきます。

- エ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域の中で暮らしていくための地域の基盤作りとして、認知症サポーター養成講座や権利擁護、消費者被害から身を守るための講座等を実施します。
- オ さまざまな高齢者が地域活動に参加し他者との交流を持つことで、「受け手」「支え手」という関係を超えたつながりをつくるとともに、自身の介護予防につなげていけるように取り組んでいきます。
- カ サロン等の活動では女性に比べ男性の参加が少ない傾向にあります。シニア男性が「参加したい。」と思える場づくりを男性たちとともにを行い、仲間づくりを進めることでフレイル予防になるとともに、男性が身近な地域の中で取り組めるボランティア活動の支援をしていきます。

### (2) 子育て支援

- ア 乳幼児やその保護者を対象とした事業が地域住民の主催で多数開催されています。それらの事業に参加し、子育て事業のキーパーソンになっている方々とつながり、情報収集を行うとともに、未就園乳幼児や子育て世代の人たちが地域の中でつながる機会を作ります。
- イ 区こども家庭支援課・区社会福祉協議会・地域子育て支援拠点と協働で、地域の中にある保育園・幼稚園、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、子育て支援団体等、地域内にある子育て支援に係っている関係者が、情報共有・意見交換を行う場を作ります。
- ウ 地域のなかの子どもの数が少なくなっている中で、子育て事業に参加してくる乳幼児、子育て世代の人たちへ地域ケアプラザとして取り組んでいる事業等の周知に努めます。
- オ 地域ケアプラザを利用している高齢者と子育て世代、子どもたちが世代を超えて楽しく集う場を作ります。

### (3) 障害者支援

- ア 障害の種別や年齢を問わず障害があっても地域の中で安全に安心して暮らしていくために基幹相談支援センターと自立支援協議会等と連携していきます。また、地域に向けて障害に対する理解が深まるよう啓発活動を行います。
- イ 区社会福祉協議会やNPO法人等と協働し、障害者の支援活動の開催等、事業を実施する中で、他の団体等多くの人と交流する機会をつくり、お互いを知り協力しあえる関係性づくりの構築に取り組みます。

## (2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

### 1 地域の特色

(1) 太田地区、太田東部地区は南太田駅、井土ヶ谷駅、黄金町駅付近の平坦な所にはマンション、一軒家、店舗があり丘陵地は一軒屋の住宅が多いエリアです。地域ケアプラザは横浜市中部地域療育センターとの複合館で丘陵地にあり、最寄り駅等から地域ケアプラザ方面へのバスはなく、地域の方が来館しにくい場所にあります。地域ケアプラザの近隣には清水ヶ丘公園と県立横浜清陵高校があり、緑が豊かな場所です。エリア内には市立横浜商業高校、太田小学校、南太田小学校、関東学院小学校・中学校・高等学校と教育機関が多く、男女共同参画センター横浜南（フォーラム南太田）、南地区センター・南寿荘等もあり施設も充実しています。

(2) 「ドンドン商店街」があり、現在では空き店舗が散見されますが、古くからの住民も多く、お互い様の近所づきあいもある人情あふれた温かい街です。商店街や地域のお祭りが活発で若い世代が活躍する場面がみられます。

(3) 南区の高齢化率は 26.6%となっており太田地区は 26.5%、太田東部地区は 26.2%です。町別では太田地区の中でも 29.5%、太田東部地区は 39.2%と南区の高齢化率より高い町があります（横浜市統計ポータルサイト令和 6 年 9 月データより）。

(4) エリア内の丘陵地等では一軒家等の新規住宅があり、子育てに関連するニーズがありますが、夫婦で就労される方が多く産後すぐに復職される傾向がみられます。

### 2 地域の課題

#### (1) 高齢者

ア 昔からの関係で、ご近所同士助け合いを行いながらも、在宅生活が困難になった状態で支援に気付くこともあります。地域のサロンや食事会に参加し介護予防事業を行う場がありますが、担い手が高齢になってきているため、新たな担い手を発掘することが重要となっています。

イ 山坂が多くエリアでは交通手段が少ないため、買い物や通院が困難な地域もあり、閉じこもり傾向になってしまい高齢者も見受けられます。

ウ エリアによっては高齢者の単身住まいが増えてきています。民生委員、ケアマネジャーから詐欺や訪問販売等の消費者トラブルの相談や成年後見制度に関する相談が増えてきています。

#### (2) 子ども

ア 少子化等により、子育て世代の減少で、子育てに対する悩みの相談や情報交換をする場所・交流の機会が充分ではないため、母親が育児に対し負担感を抱えています。

イ 夫婦共働き家庭が増え、早い時期から保育園を利用して復職される方が増えており、地域との関わりが難しくなってきています。

### (3) 障害者

- ア 地域と交流する機会が少ない、また困りごとやニーズを把握できていないことがあります。
- イ 障害のある方のニーズ等を再確認するために当事者との関わりや支援機関との関係作りを強化して障害に対する理解や支援を行っていく必要があります。

### (4) 大規模災害

- ア 地域ケアプラザのエリアには土砂災害特別警戒区域に指定されている場所があり、地域ケアプラザも「土砂災害警戒情報」の発表とともに開所される避難場所となっています。
- イ 災害時の地域での支えあい(自助及び互助)について不安があります。

## 3 将来像

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指します。

- ・ 自分から支援を求めることができない人、誰にも相談することができない人が、孤立することのないよう、身近な相談場所として地域ケアプラザが周知されている。
- ・ 高齢者を支えていく「地域包括ケアシステム」が構築されている。
- ・ 地域全体での子ども・子育て家庭を支援し、仲間が増えている。
- ・ 障害者の多様な活動を支援する体制づくりができている。
- ・ 災害に強い街を作るため、地域の防災力の向上が図られている。
- ・ 町の魅力を活かしながら、暮らしや活動を支える地域コミュニティの活性化や生活環境が整っている。

## 4 具体的な取組

### (1) 高齢者

- ア サロン等の担い手として活動できる方の情報収集として地域ケアプラザまつり「ヒルトップフェスタ」、子育てサロン、工作やデイサービスボランティア活動等で地域の担い手になるためのきっかけづくりや活動案内の声掛けを行い、サロンにつないでいきます。高齢者の単身世帯や閉じこもりに関する支援について民生委員、区役所と情報を共有して自宅訪問等で介護保険、買物や移動の支援に関するインフォーマルサービスの情報提供と顔が見える関係づくりを行い、孤立せず相談先や見守りがあることを伝えていきます。
- イ 自治会町内会の会合等に参加して、気軽に相談していただけるよう、「身近な相談者」であることを、機会があるごとに地域に広く広報していきます。今までではチラシ等を活用しながらでしたが、今後は、ホームページ、LINE等のICT、様々な媒体を活用して周知します。訪問販売等の消費者トラブルの相談があった際は家族、民生委員、ケアマネジャーと連携して対応していきます。
- ウ 成年後見制度に関する相談については家族、南区役所高齢・障害支援課、法テラス等の支援機関と連携して対応していきます。また、成年後見制度や消費者トラブルを啓発するため自主企画事業や地域のサロンで講座を開催します。

## (2) 子ども

- ア 出産前、出産後に仲間作りや交流ができる場を提供して出産、産後の育児を支援します。
- イ 地域ケアプラザの子育て支援自主事業や地域の子育て支援活動についてケアプラザホームページや地域版広報紙に掲載して情報提供を行います。相談の内容によっては迅速に南区役所子ども家庭支援課や併設の横浜市中部地域療育センターにつないでいきます。

## (3) 障害者

- ア 地域と交流する場づくりと南区役所高齢障害支援課と連携して相談及び見守り支援を行うと共に、地域活動ホームどんとこい・みなみ、横浜市南区生活支援センターと顔の見える関係を構築して相互理解を図り、困りごとやニーズ等情報を事業所間及び地域と共有することにより、誰もが住みやすい町づくりを進めていきます。

## (4) 大規模災害

- ア 地域ケアプラザは土砂災害の避難場所となっていることもあり、日頃から防災意識を高め、最新情報を収集し、共有できるよう支援していきます。
- イ 当法人として策定している「業務継続計画(BCP)」に則り、大規模災害発生時には地域住民と協力しながら的確な動きができるよう備えを強化していきます。
- ウ 地域の防災訓練へ参加し地域と災害時の対応について共有すると共に地域ケアプラザが福祉避難所であることの周知と訓練を行っていきます。

## (3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

### 1 地域団体との連携

- (1) 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有していきます。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行っていきます。
- (2) 民生委員・児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を行い、必要に応じて同行訪問する等状況の改善に努めています。
- (3) 地区社会福祉協議会、保健活動推進員、消費生活推進員、環境事業推進員、食生活改善推進員と連携して、健康づくり事業としてウォーキングをして地域内の施設を回るイベントを企画する等、地域全体を対象に運動や食事についての健康増進活動を行っていきます。
- (4) 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化していきます。
- (5) 消防団協力事業所として消防関係機関と情報共有を行い防災、有事の際の協力をに行っていきます。

## 2 行政との連携

- (1) 南区の福祉保健等についての動向や地域情報に関して、南区福祉保健センターと情報共有を行い、第5期地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けて、協働して取り組んでいきます。
- (2) 月に一度、区役所高齢・障害支援課、地域包括支援センター3職種に生活支援コーディネーターを加えた4職種でのカンファレンスの場や日常的に地域の状況の把握、事業の進捗確認、個別ケース対応について検討し、相談や同行訪問を行っていきます。
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に向けて、区福祉保健センターと協力して医療と介護の連携推進を図っていきます。

## 3 南区社会福祉協議会との連携

- (1) 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会などを通して連携を行います。
- (2) 日頃から地域に関する情報を共有し、協力しながら地域支援を行います。
- (3) 地域支援チーム連絡会での課題抽出や具体的な取組について情報共有していきます。
- (4) ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を取っていきます。
- (5) 地域福祉権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携して支援していきます。

## 4 医療関係者との連携

- (1) 協力医とは、各事業担当者が医療的なアドバイスを受けるなど、情報交換を行い、地域ケアプラザの感染症対策や環境整備等に活かしています。隔月での広報誌のコラム掲載や地域住民向けの研修を実施し、介護予防の意識を醸成します。
- (2) ケアプラザ協力医が地域のケアマネジャー向けの勉強会や交流が出来る場として「あずまカフェ」を開催し、忌憚なく意見交換することで医療と福祉が連携できるようにしていきます。
- (3) 担当地域の医療機関等を訪問し、ケアマネジャーが連携しやすい時間帯・方法などの情報を収集することで、縦割りではなく、切れ目のないケアを構築できるように支援します。
- (4) 南区医師会主催等による専門職も参加する勉強会（医療情報、介護保険制度、施設見学等）へ積極的に参加し、情報の共有を図っていきます。
- (5) 災害時の医療機関チームの動向把握に努める等、福祉避難所の対応が円滑に進められるよう日頃から医療機関との連携を図っていきます。



## 5 他機関との連携

- (1) 南区障害福祉自立支援協議会、地域の作業所や基幹相談支援センターと情報共有を図り、連携して障害者支援のための見守りや活動の場づくりを行っていきます。また、講演会や研修会の機会を設けて、地域の中で障害者理解が深まるように努めています。
- (2) 障害者支援関係団体等と地域のケアマネジャーが事例検討を通して意見交換が出来る場

を設け、障害者支援関係団体、ケアマネジャー、地域ケアプラザの3者が互いの機能について理解し、地域で必要とされている方に支援がつながるようにしていきます。

(3) 地域ケア会議を主催し、多くの専門職（医師会や歯科医師会、薬剤師会など医療関係団体）・介護サービス事業者・地域の商業施設事業者とともに、地域における課題を整理し、解決方法を検討して、地域支援に活かしていきます。

(4) 学校、近隣の保育園等を訪問し、情報交換や共有を図りながら、事業、福祉教育、防災訓練等に参加し、連携を深めていきます。



ケアマネサロン

## 5 他の地域ケアプラザとの連携

(1) 南区内の連絡会、および法人内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組が行えるように努めています。

(2) 区域の地域ケアプラザと協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進や新たな人材発掘に努めます。

(3) 区域での同職種間合同会議を行い、地域の状況はそれぞれの地域ケアプラザで異なりますが、各地域ケアプラザの事例や発想等を業務に活かしていきます。

## (4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

- 1 地域ケアプラザは、3階建ての建物の1階部分に位置し、建物内は、横浜市中部地域療育センター（1階の一部に事務室及び厨房、2階及び3階）と合築となっています。横浜市中部地域療育センターとは、月に1回連携会議を実施し、建物管理（修繕・清掃）・運営に関する情報共有を行うと共に、課題が発生した際には、適宜解決に向けて協議し、調整を図っていきます。
- 2 年に2回、合同で避難訓練や不審者対応訓練を実施します。
- 3 地域ケアプラザ、横浜市中部地域療育センターを利用される方が、安全に不都合なくご利用いただけるように、1階部分の玄関や廊下等の共用部分の使用については、横浜市中部地域療育センターと時間帯やスケジュールを調整していきます。
- 4 地域ケアプラザのボランティアの方に協力していただき、療育センターのお子さま方が使われる工作キットの部品を作っていただいている。今後も地域の方と療育センターに通われるお子さま方が交流する機会を作り、連携を深めていきます。
- 5 横浜市中部地域療育センターの機能について地域の方々に知っていただく機会として、地域ケ

アプラザまつり「ヒルトップフェスタ」を活用していきます。



ヒルトップフェスタ

## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### 1 基本理念

##### 基本理念 1

##### お客さまの満足

- 「お客さまから必要とされる」ことが協会の存在理由です。お客さまのご満足を第一に「お客さまの生活、お客さまが必要とされること、お客さまの気持ち・願いにそって、高品質のサービスを提供する」ことを徹底して追求します。
- 日常活動において、お客さまへの迅速な対応、約束の遵守、適切な電話応対・挨拶等ビジネスマナーの基本を確実に実践します。

##### 基本理念 2

##### 人を大切にし 共に育ちあう協会風土

- 協会を支えるのは、職員一人ひとりの「人」そのものです。職員が、互いに高めあい支えあいながら、より高いスキル、よりしっかりした人権感覚、いつも変わらぬ温かい思いやりの心を目指す協会風土をつくります。
- 職員が誇りと生きがいを感じることができる協会を目指します。

##### 基本理念 3

##### 公正で透明感のある協会倫理

- 公正、責任、透明性を重んじ、社会から信頼される行動に努めます。
- 社会とのコミュニケーションが私たちを鍛え、育てくれるとの認識に立ち、お客さまからのご意見・ご要望・苦情等への対応を明確にし、情報開示、説明責任を重視します。

この理念を具現化するために、常勤・非常勤職員は右記の約束(エンゲージメント)について誓約した上で採用しています。

また、中期経営計画（令和2年度～6年度）を策定し、以下の基本方針の下、運営をしていま

#### <エンゲージメント>

##### 協会の理念と私たちの約束

###### お客さまの満足

- お客さまのお話はしっかりとお聞きし、そのお気持ちと願いを受けて行動します
- 対応は迅速・ていねいを心がけ、お客さまとの約束は守ります
- 安全・高品質のサービスを提供し、お客さまに必要とされる存在になります

###### 人を大切にし共に育ちあう協会風土

- 人権感覚を大切に、仲間とともに働きやすい職場をつくります
- より高いスキル、新しい知識を獲得するため、自ら学び常に努力し、日々成長します
- 協会の経営向上に貢献し、変化をおそれず何事にもチャレンジします

###### 公正で透明感のある協会倫理

- 私たちは信用が第一。法令、協会や社会のルールを守ります
- 公正・責任・透明性を大切に行動し、報告・連絡・相談を怠りません
- 苦情・ご意見は宝物。迷やかに対応し、明日の改善に生かします

す。なお、現在次期中期経営計画（令和7年度～11年度）を策定中です。

## 2 基本方針

（1）基本理念に基づいたお客様お一人おひとりにきちんと向き合ったサービス提供をいたします。

（2）市内全域で在宅・施設サービスの両面を総合的にサポートできる福祉サービス提供体制を目指します。

### ＜事業所＞

- ① 地域ケアプラザ (■) 21館(※1)
- ② 訪問介護事業所 (●) 32事業所
- ③ 居宅介護支援事業所 (▲) 21事業所(※2)
- ④ 老人ホーム (●) 5施設
- ⑤ 訪問看護事業所 (●) 13事業所
- ⑥ 福祉用具センター (★) 1事業所
- ⑦ 地域密着型デイサービス (▲) 1事業所
- ⑧ 小規模多機能型居宅介護 (●) 1事業所
- ⑨ 生活援助員派遣事業 (◆) 1事業所
- ⑩ 本部 (★)

※1 うち、通所介護・認知症対応型通所介護  
19事業所含む

※2 地域ケアプラザの居宅介護支援事業所  
(21事業所)と老人ホーム(2事業所)を除  
く



（3）徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

（4）職員の心身の健康増進に努めます。平成30年9月に「健康経営宣言」を行い、令和6年4月より「横浜健康経営認証クラスAA」の承認を受けました。



（5）理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。

## 3 業務実績

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和59年12月に財団法人として設立され、平成9年1月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、令和6年12月には設立から40周年を迎えました。これまで40年間にわたり、横浜の地でお客様への質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

## 4 社会貢献事業

（1）横浜市に根差した社会福祉法人として、地域の皆さまを対象に介護技術や情報、高齢者向けの調理実習、福祉用具の有効活用など在宅生活に役立つ情報提供を行っています。

（2）小中学校等への職業講話などの出前講座や職業体験の受入を実施し、介護の基礎知識の普及と介護職の魅力ややりがいを伝え、福祉の人づくりに貢献しています。



介護技術動画の公開（法人サイトより）

## 5 DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

令和6年度に人事管理システムを導入し、今後新たな勤怠管理、給与システムの導入等に向け、ロードマップを作成し、事務の効率化を図ります。

### (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

#### 1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別に実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問税理士法人による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。

さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

#### 2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人の法人税は原則非課税で、消費税については顧問税理士法人の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和5年度分の消費税納税額は5,975万円です。

#### 3 財政状況の健全性

令和5年度決算時における純資産比率 86.7%、流動比率 230.1%と負債を抱えない堅実な経営を行っています。

独立行政法人福祉医療機構から特別養護老人ホーム建設資金として2億円を借り入れていますが、計画に基づき返済し、安全に資金管理を行っています。

#### 4 安定した経営基盤

安定した経営基盤を作るため、地域ケアプラザや老人ホーム、介護事務所の各課題についてプロジェクトを組み課題解決を図る等、収支向上に努めています。また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備えるため、計画的に積み立てを継続していきます。また、直近3年間は、資金収支計算書の事業活動収入が130億円以上、事業活動資金収支差額が3億円を上回る安定した経営を続けています。

財政面以外でも、40年を超える実績、地域との信頼関係が法人の財産であり、安定した地域福祉の推進を継続するため、このような良好な関係性をさらに高めています。

### 3 職員配置及び育成

#### (1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

##### 1 人員配置

約4,000人の職員と60の事業所を運営する法人として、その規模の大きさを生かして人材育成をすすめ、地域ケアプラザ所長（予定者）については、福祉の現場や施設運営の経験を重ねた者の中から施設の管理運営を統括し、地域の皆様と良好なコミュニケーションの取れる力量ある人材を充てていきます。

また、職員については本人の意向とキャリアパスも踏まえた人員配置に努めています。

##### 2 勤務体制

ローテーションによる夜間開閉館に合わせた遅番職員の配置や土日の勤務、サブコーディネーターなどの非常勤職員の雇用など、開館時間に合わせ適切に職員を配置していきます。

特に地域の方からのご相談を受ける地域包括支援センター職員については、いつでも対応できるよう体制を整えています。

##### 3 必要な有資格者・経験者の確保策

地域ケアプラザの各事業において、お客さまに満足していただけるサービスを提供するには、職員の質と量の両方の確保が重要と考えます。求人に際しては、協会の充実した人事給与・福利厚生制度等を積極的に周知し、新卒採用や必要な専門職の確保に努めます。

また、入職後は、プリセプター制度やメンター制度の活用だけでなく新卒採用者のキャリアパスを明確にし、離職防止につなげます。



プリセプター制度

###### (1) 新規採用

- ア オンライン説明会などの活用と内定者向け交流会や研修による辞退者の防止
- イ 大学や専門学校、高等学校との関係性の強化
- ウ 法人ホームページの採用サイトの情報充実
- エ 職業訓練校や社会福祉協議会、市の就労支援事業などの就職ガイダンスへの参加などキャリア採用における専門職の確保
- オ 管理職経験のあるキャリアの採用
- カ 「ノーリフティングケア」の手法を用いた介護スキルを組み入れた演習など、特色ある介護職員初任者研修による採用者の確保



ノーリフティングケア研修

## (2) 必要な有資格者の確保と離職防止

- ア 資格取得支援のための研修の実施と一部資格の受験費用の補助
- イ プリセプターやメンターによる支援
- ウ キャリアアップを意識した人事異動
- エ 職員が抱える業務上の「不安」「悩み」「人間関係」等を電話や面接で聴き一緒に考え孤立を防ぐ「ふれあい110番」制度
- オ 「職員満足度調査」の実施と職場環境の改善

## (3) 管理職の確保

- ア キャリアビジョンと目標管理のため上司が全職員と定期的に面接を行うなど、将来的な管理職の育成
- イ 経験年数や個々の職員の課題に応じた研修による人材育成
- ウ 所属長の推薦など、課長補佐職への昇任を促すための働きかけの強化と昇任試験制度
- エ 管理職経験のあるキャリア採用（再掲）
- オ 管理職としての必要な知識を身に着けるための研修実施

## (2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

地域ケアプラザを利用されるお客さまに常に満足していただけるサービス内容にしていくためにも、当法人では福祉専門職としての能力向上と専門資格取得促進が重要と考えます。

そのために日常的なOJT体制を重視するとともに、新人教育はもちろん、採用時研修や採用年次による定期的な研修、フォローアップ研修で質を高め、介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得を正規職員・非常勤職員を問わず奨励・支援しています。さらに、お客さまへの質の高いサービス提供を目指して、接遇・マナーの向上にも力を入れています。



研修センター主催研修

また、法人本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施し、人材育成に努めています。

令和5年度の研修実績は、事業所ごとの職場研修等を含め延べ実施回数2,332回、延べ参加職員数は、33,219名となっています。

また、法人内の地域ケアプラザに勤務する職員を対象に職種別の専門職会議を定期的に開催し、業務を行う上での生産性と専門性の向上に努めています。

その他、正規職員・非常勤職員ともに対象とし、研修受講費など費用面で資格取得をサポートする資格取得支援制度や、介護福祉士実務者研修、喀痰吸引等研修など、職員のスキルアップや資格取得を支援しています。

### ＜研修センター主催研修実績＞

|      | 令和5年度 |       | 令和4年度 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
|      | 回数    | 受講者数  | 回数    | 受講者数  |
| 階層別  | 43    | 840   | 39    | 627   |
| 課題別  | 21    | 540   | 19    | 362   |
| 職種別  | 68    | 881   | 70    | 860   |
| 資格取得 | 15    | 431   | 19    | 449   |
| 合計   | 147   | 2,692 | 147   | 2,298 |

## 4 施設の管理運営

### (1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは高齢者、障害者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため当法人では安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払っています。

合築施設では館内他施設の管理者等と連携会議等で協議し、地域の皆様に快適・安全に利用していただけるよう施設・設備の保守管理に努めています。なお、定期点検は専門業者へ委託して、安全の徹底を図ります。

#### 1 保守点検

設備総合巡視、空調設備、消防設備、自動ドア、機械警備、冷暖房機器、ボイラー、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。

#### 2 施設清掃・整頓

- (1) 施設の清掃につきましては、日常的に行い清潔を保持していくとともに、空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めています。
- (2) 車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

#### 3 衛生管理

- (1) 建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行っています。特に調理室は、調理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全対応します。
- (2) 館内入口や洗面所に手指消毒液を設置するなど感染症予防にも注意を払い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼びかけもポスター等で行います。
- (3) 感染症発生時に「感染症及び食中毒の発生予防及びまん延防止に関するマニュアル」に基づき職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行っています。

- (4) 衛生委員会を毎月実施し、産業医の指導により館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

#### 4 緑化の管理

中庭空きスペースの植栽や、菜園等により緑化の推進に努めます。

#### 5 改善・改修

- (1) 定期点検や日常管理で発見された不備は、適切・迅速に対応し、利用されるお客様が安心して、また安全にご利用いただけるよう保守管理を行います。
- (2) 建物の老朽化に伴う改修については、合築施設と各所管課との協議を行い適切に対応します。

#### 6 ウェブアクセシビリティ方針について

横浜市福祉サービス協会は、どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAに配慮し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいます。

#### (2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。  
※急病時の対応など。

地域ケアプラザは、高齢者、障害児、子ども等、地域の様々な方が利用されます。当法人では皆様に安心して利用していただくために、事故防止や事故・急病・犯罪・災害時の対応について、日常点検、チェック表の活用、マニュアルの整備・遵守、定期的な訓練により、万全を期しています。

#### 1 事故防止・防犯防災体制

- (1) 緊急時（事故、急病、犯罪等の発生）に備えて、対応マニュアル・連絡網を整備しています。日中は職員が巡回を行い、夜間は職員が館内を確認した後、機械警備を行い屋外駐車スペースにはチェーンをかけていきます。
- (2) 個人情報書類等は鍵付きのキャビネットに保管し、パソコン本体にはワイヤーロックを掛けて盗難防止策を講じています。
- (3) 近隣住民の防犯を考え、夜間は街灯の代わりになる様に、掲示板・案内版は点灯をしています。

#### 2 事故・急病への対応

##### (1) 日常点検と対応準備

- ア 設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的に実施しています。

イ 緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行っていきます。

## (2) 再発防止のための対策

ア 再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行っていきます。

イ 対策を検討し、改善等を実施した後、横浜市・南区・法人本部へ報告していきます。

ウ 事故原因、再発防止策をミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をしていきます。また事例に基づいた実践的な緊急時対応に関する研修を行っていきます。

エ ヒヤリハット報告書を作成するとともに、法人内の地域ケアプラザ所長会等を通じて事故の事例検討を行っていきます。

オ 本部のサービス向上委員会で、事業所（地域ケアプラザ、介護事務所、老人ホーム等）でのヒヤリハット事例を検証して、事故発生防止に努めています。

## (3) 災害等に対する取組について

### ア 福祉避難所の運営について

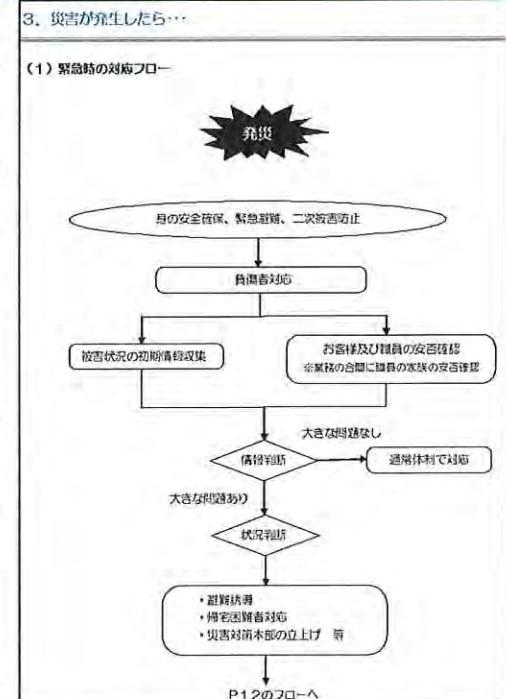
地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

### 1 マニュアル策定と訓練

(1) 地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定しています。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、当法人の全事業所の「業務継続計画（B C P）」を整備しています。また、職場訓練を実施し、適正な対応に備えています。

(2) 年2回、消防との避難訓練を行う際には、貸室利用の皆様も参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めています。職員間で予め役割を取り決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施しています。

(3) 年1回、管理職を対象に徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行っています。



## 2 災害時の近隣との協力体制

- (1) 各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、地域防災拠点での流れや動きを理解して、地域との連携・協力体制を整えていきます。
- (2) 近隣の横浜清陵高校との合同避難訓練を行い、災害時は「高校生も協力者」として活動できる様に車いす介助の訓練も取り入れながら、訓練を行っていきます。

## 3 福祉避難所の体制

- (1) 南区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点では避難生活が送れない要介護度3以上の方々等の受け入れが有効に機能できるよう、体制づくりに努めています。また、発災時に区役所と連携して避難者を適切に受け入れられるよう、毎年、実地訓練を行っています。なお、市からの応急物資の他、法人独自に物資の整備を行っており、定期的に数量や保管状態の点検を実施しています。
- (2) 地域ケアプラザが果たす福祉避難所の役割を広く地域住民に周知するために、地域の防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えていきます。

### イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

- 1 地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに迅速的確に対応するため、「業務継続計画（B C P）」を整備していきます。
- 2 震度5強以上の地震発生時には、職員全員に「安否確認メール」を配信し、状況把握を行います。「安否確認メール」については、定期的に訓練を行い、災害発生時に職員が戸惑うことなく対応できるようにしていきます。
- 3 夜間等開設時間外の発災には、地域ケアプラザに徒歩30分以内で到着できる職員による開錠、福祉避難所の開設体制を整えていきます。
- 4 地震の発生に備え、ロッカー等の備品は転倒しないよう固定し、ロッカーの上には物を置かない等落下による事故防止に日ごろから努めています。
- 5 大規模災害が予想される場合には、法人本部と連携してお客さまや職員の安全を確保していきます。
- 6 災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行い、発災時に速やかに利用できるようヘルメットを各職員の席に配置し、職員の安全確保に配慮していきます。
- 7 防災訓練は合築施設とも行い、火災・震災想定を順次行い災害時に子ども、高齢者共に避難出来るように備えていきます。
- 8 風水害時は区役所と連携し土砂災害避難場所として場所を確保すると共に、不測の事態には施設の備品を提供していきます。
- 9 感染症の発生、まん延時に適切かつ迅速に感染者対応や感染予防ができるよう「業務継続計

画（BCP）」を整備していきます。

#### (4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

##### コンプライアンスの徹底

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1) 地域特性に合わせたコーディネート | アセスメントに基づいた、地域の様々な事業者等のサービスの特色や地域のサロン、ボランティア等のインフォーマルサービスも的確に捉え、お一人おひとりに合わせたサービスのコーディネートの実施 |
| 2) 運営基準の遵守          | ア 法人内で概ね毎年10カ所程度「定期的に内部監査」を実施<br>イ 監査法人による会計監査の実施（令和5年度実績：6事業所及び本部各課）                       |
| 3) コンプライアンス推進課の設置   | 法人本部にコンプライアンス推進課を設置することによる法令の遵守等、業務の公正・透明性の向上   |
| 4) 公正中立             | ア お客様のご要望やニーズを踏まえた事業所選定ができるようエリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に実施し事業所の特色を把握<br>イ 事業所選定に偏りが出ないよう管理    |

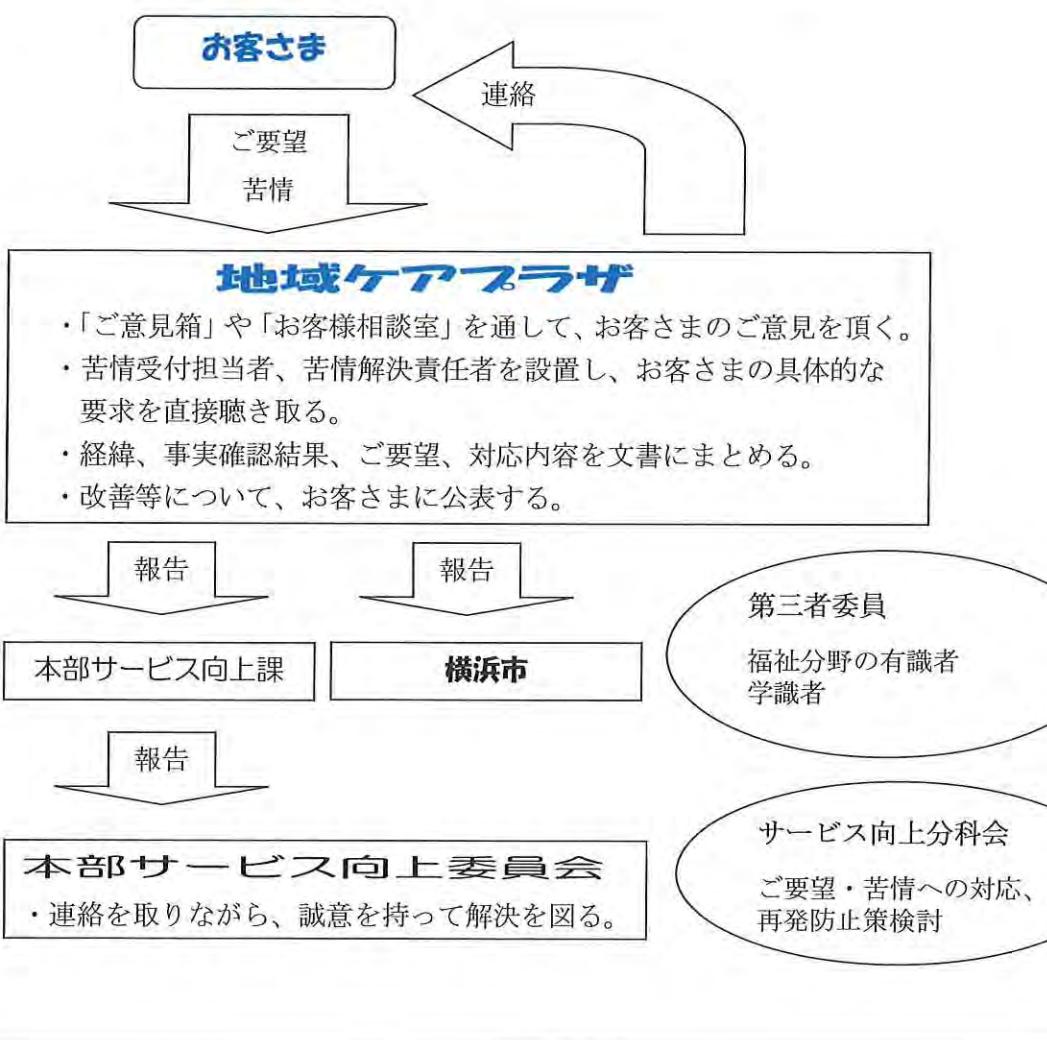
#### (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザのお客さまのニーズ・ご要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めています。

|              |   |
|--------------|---|
| 1) 要望・苦情への対応 | ア 法人で「苦情解決規則」を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置<br>イ お客様からのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限りその場で解決を図る等、迅速に対応 |
| 2) 第三者委員会    | 公正・中立な立場から斡旋、調整を行う「第三者委員」を設置し、適切な苦情解決に向けて体制を整備  |
| 3) ご意見箱      | ア いつでもどなたからでもご意見などを受付できるよう「ご意見箱」を設置<br>イ 苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じることによる再発防止                           |
| 4) アンケート     | 事業ごとにお客さまアンケートを実施し、改善、発展につながる取組みの検討及び実施   |

|            |  |
|------------|--|
| 5) お客様相談室  | ア お客様からのご意見、ご要望、苦情を直接お受けする窓口「お客様相談室」を法人本部に設置<br>イ 丁寧にお客さまの声を受け止め、広く業務改善へ繋げる取組に展開 |
| 6) サービスの向上 | 法人本部のサービス向上課担当職員が事業所を訪問、モニタリング等により状況把握を行うことによるサービス向上の推進                          |



## (6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

### 1 個人情報の保護

地域ケアプラザは、高齢者・子ども・障害者等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、当法人では個人情報の取扱には意識をもって対応するよう規程や具体的な取扱のマニュアルを定め、さらに毎年度法人で研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めています。また21か所の地域ケアプラザの指定管理者として、プロジェクトを組み、事例を共有し対応を検討するなどして、事故防止に役立てています。

|                |   |
|----------------|---|
| 1) 個人情報保護規程の策定 | <p>ア 「横浜市個人情報保護条例」の趣旨に則り、「個人情報保護規則」（平成17年策定、最近改正令和5年）を策定</p> <p>イ 各地域ケアプラザでは個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確化</p>   |
| 2) 研修          | <p>ア 全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出</p> <p>イ 法人本部で実施する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」を各事業所のセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施</p> <p>ウ 実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもつて個人情報を取り扱うよう周知・徹底</p>  |
| 3) 個人情報の取扱     | <p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管</p> <p>イ 業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理</p> <p>ウ 郵便物の発送やFAX送信などの際は、複数の者が必ずダブルチェックした後、記録を行う</p> <p>エ 注意喚起内容をFAX前に張り出しとFAX送信時における氏名等にマスキングの徹底</p> <p>オ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合は、必ず書面と口頭で了解を得たうえで掲載</p> <p>カ すべての事業において個人情報管理者を定め、責任体制の明確化</p> |

## 2 情報公開の取組

地域ケアプラザは、地域の皆様からの信頼のもとに運営しています。健全な組織や財務であることは当然ながら、当法人がどのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページの公開やパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に当法人・当地域ケアプラザを知って頂き、信頼を得られるように努めています。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 1) 情報公開規程の策定と実施 | <p>ア 「横浜市情報公開条例」の趣旨に則り、「指定管理者情報公開規程」（令和3年策定、最近改正令和5年）を策定</p> <p>イ 積極的な情報開示</p> <p>情報開示に関する申し出があった場合は、個人情報保護に最大限配慮し、積極的に情報開示</p>  |
| 2) 情報提供         | <p>ア 法人ホームページによる情報提供</p> <p>法人の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、中期経営計画、事業計画、事業報告、地域ケアプラザの施設運営情報等について、常時閲覧可能。</p> <p>イ 横浜市ホームページによる情報提供</p> <p>市に必要書類を提出しており、その内容は市のホームページに掲載</p> |

### 3 人権尊重への取組

当法人では「横浜市福祉サービス協会倫理綱領」を制定し、援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認しています。

#### 研修

全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上の実施と各所属での伝達研修を徹底

### (7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当地域ケアプラザでも率先してゴミの減量、循環経済、省エネルギーに努めています。

#### 1 横浜市地球温暖化対策実行計画・ヨコハマプラ5. 3（ごみ）計画の推進

省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化や良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、当法人としてDXを推進しており、その一環としてペーパーレス化に力を入れています。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキヤップやインクカートリッジの回収等を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげています。

その他、外出・訪問には各事業所に導入している電動アシスト付自転車を活用するなど省エネ行動に努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減に貢献しています。

#### 2 省エネルギー対策

電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図っていきます。

#### 3 目標管理

省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めています。

#### 4 市内中小企業優先発注

工事や備品等の発注に関しては、横浜市中小企業振興条例に基づいて執行します。

#### 5 環境への配慮

- (1) 来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙としています。
- (2) 施設周辺の植栽を行い、緑化の推進に取り組んでいます。

#### 6 男女共同参画推進

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアをあきら

めることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。男性の育児休暇の取得率も上昇しており、令和5年度は、男性も含め対象者全員が育児休暇を取得しています。

女性の管理職も年々増加しており、管理職（課長級以上）56名中、31名が女性（令和6年11月現在）であり、女性が管理職の半数以上を占めており、女性が活躍している法人です。



## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 1 施設稼働率向上のための対策

- (1) 貸館利用率向上への取組として、貸室利用団体の皆様が貸室の空き情報を把握できるようホームページへの掲載や情報ランジに掲示の他、窓口や電話対応にてスムーズな予約につながるよう努めています。
- (2) 効率的な施設の貸出が行えるよう、貸室利用団体の活動日と地域ケアプラザ事業が重なることがないように柔軟な調整を行っていきます。同様に貸室利用団体同士においても活動日が重複した場合は、適宜調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう努めます。
- (3) 自治会町内会や民生委員児童委員協議会等の会議やサロン等人が集まる機会をとらえ、地域ケアプラザの役割について広報し、利用につなげます。
- (4) 地域で取り組まれている健康づくりや子育て支援等の集まりでも地域ケアプラザの貸室がご利用できると周知し、これまで地域ケアプラザを利用されたことのない方々が若い世代にも機会を捉えて積極的に施設紹介・周知を行っていきます。

#### 2 効率的な施設貸し出しの方法

- (1) 貸室の希望が重なった場合などでも参加人数・規模に応じた会場の差し替え、他の時間帯を案内する等の調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう工夫します。
- (2) 施設利用マニュアルに従い、1か月前からの追加利用を積極的に勧めます。

### 3 有益な情報提供の方法

ホームページや区の広報誌、地域ケアプラザの広報紙、チラシ以外にホームページやＩＣＴの活用を行い、様々な機会を捉えた情報提供をしていきます。

#### (1) ホームページ

- ア 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、書面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫していきます。
- イ ホームページを随時更新し、最新の情報を見ることが出来る状態にします。
- ウ チラシ等にはQRコードを掲載するようにし、迅速に情報へアクセスできるようにします。

#### (2) 広報紙やチラシの活用

- ア 担当エリアの連合自治会町内会や地域の民生委員児童委員協議会等での説明や案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙（年4回発行）を自治会町内会で配布、回覧・掲示板への掲示をしていただくことで、周知を図っていきます。
- イ 地域ケアプラザの情報コーナーに、今後の事業についてのチラシを配架するとともに、館内の目につくところに掲示して、関心を引けるように工夫していきます。

#### (3) イベント等を活用した情報提供

- ア 地域ケアプラザのおまつり等イベント実施の機会を利用して、今まで地域ケアプラザを利用されていない方が地域ケアプラザに足を運んでいただけるよう、周知や情報提供を行っていきます。
- イ 「よこはまウォーキングポイント」のポイントリーダーを設置したことにより、これまで地域ケアプラザをご利用されていなかった地域の方が立ち寄っていただける機会となり、施設の周知に役立っていました。今後は地域を知つてもらうために、健康づくりのウォーキング等のイベントを開催し、施設の周知を図っていきます。

#### イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- 1 高齢者に限らず、子育てや障害の分野まで様々な方々に気軽に相談していただけるよう、自事業やケアプラザ祭り、民生委員児童委員協議会定例会等の地域活動で機会があるごとに広報していきます。相談には相談者の気持ちに寄り添い、真摯に向かい合い、迅速かつ的確に対応していきます。
- 2 相談窓口としての機能を充実させるため、介護サービスの情報や地域のインフォーマルサービス等の情報を収集し、支援を必要とする方に情報提供します。また、サービス事業所や医療機関、専門の相談機関等と日頃から連携し、地域ケアプラザでお受けしたご相談を適切な関係機関につなぐことができるよう努めます。
- 3 地域ケアプラザの広報誌に地域包括支援センターの機能や役割をわかりやすく掲載し、広く

様々な年代の方に対して、子ども、障害者を含めた地域の身近な総合相談窓口であることを周知していきます。

- 4 地域包括支援センター職員が不在時は、所長、ケアマネジャー等職員が相談を承り、各職種が連携を取りながら全体で支援にあたっていきます。

#### ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

##### 1 各部門での連携

地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター職員、所長の6職種は月に1回、6職種会議を開催し、地域状況、課題の共有や支援方法の検討を行っていきます。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、地域ニーズを抽出し、根拠に基づく支援を行えるように努めています。また通所介護、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供を行っていきます。

##### 2 関連施設との連携、情報共有

- (1) 介護講座等の自主事業を開催する際は当地域ケアプラザだけではなく、地区センター、みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ、フォーラム南太田、町内会館等で開催して情報交換に努め、連携していきます。
- (2) 地域子育て支援拠点や学校、保育園と福祉教育や交流、職場体験の受け入れを積極的に行い、情報を共有して連携を深めていきます。
- (3) 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して広報に努めます。

#### エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

- 1 自治会町内会や民生委員・児童委員、保健活動推進員、友愛活動推進員、子育て支援団体などの定例会に参加し、情報共有を行うとともに、団体同士の連携の強化やネットワークの構築を図っていきます。
- 2 地区社会福祉協議会や自治会町内会、民生委員・児童委員や老人クラブ等の地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働していきます。
- 3 災害時の情報伝達ツールでもある「あんしんカード」「もしも手帳」の周知・活用により、消防署や医療機関等とのネットワーク構築や連携を強化していきます。
- 4 乳幼児の子育て支援、児童養育の支援など、地域の各団体や保育園、小学校、近隣の助産院等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるよう、ネットワークを構築していきます。

- 5 ケアマネジャーやサービス事業所の連絡会を開催し、事業者同士はもちろんのこと、事業者と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援していきます。

#### オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- 1 南区の運営方針「地域の皆様とともにつくる『あったかい南区』（令和6年度）」に基づき、地域福祉の推進を担う地域ケアプラザとして、自治会町内会や民生委員・児童委員をはじめ地域活動グループと連携をとり、その実現に向けて行動していきます。
- 2 南区福祉保健センターとの協議により、第5期南区地域福祉保健計画の各地区別計画策定に向けた取組に参画し、南区の福祉保健等についての動向や地域の状況等の情報共有をしていきます。
- 3 高齢者の介護予防、かいご予防サポーターの活動支援、認知症対策、権利擁護の啓発を連携して取り組みます。
- 4 ドンドン商店街まつり等、商店街の活動に協力します。
- 5 障害者の運動の機会・健康づくりの場を提供できるよう連携して取り組みます。
- 6 土砂災害避難場所の協力事業所となり連携していきます。
- 7 地区別計画では地域支援チームの一員として参画し、連携を図りながら課題解決に向けた取組や、地区別計画推進の委託業務や地区別計画策定委員会へ事務局として参加し、地域に向けた活動を行っていきます。
- 8 定期的に区の地区担当職員とカンファレンスを行い、地域情報の共有や個別ケースの共有と支援方法の検討、同行訪問など行い解決に向けて協働していきます。
- 9 地域ケア会議やケアマネサロンへの参加依頼を図り連携強化に努めています。

#### カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

- 1 自主事業の企画検討では、南区地域福祉保健計画の理念「区民の情（こころ）が生きるまち南区」を意識して行い、計画の推進に努めています。地域支援チーム及び地区別計画の会議で検討された課題等については、所内でも情報共有を行い、地域ケアプラザ全体で地域の皆様を支援できるように努めています。
- 2 地域の関係団体との連携を密にし、地域課題の解決に向けて協働し、地域の皆様が主役となって取り組めるように支援していきます。

## (2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

### ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

高齢者、障害者、子育て、ボランティア支援など、それぞれの地域ニーズや特性に応じた企画を行い、幅広い階層の参加が得られるような自主事業を開催し、参加者の方々に、それぞれの事業の目的や地域ケアプラザの役割等を明示、周知して、福祉保健の推進につながる事業展開をしていきます。

#### 1 高齢者支援

高齢者が自らボランティアの担い手となっていただく機会を作っていきます。ボランティア講座「くらしと趣味の学習館」や「よこはまシニアボランティアポイント受入施設登録研修会」、「ボランティア研修会」を開催していきます。

また、閉じこもり予防とインフォーマルサービス情報の提供の場として「手しごと俱楽部」を開催します。介護予防ができる運動プログラムや消費者トラブル防止講座や成年後見制度講座等地域ニーズに合った内容で開催していきます。



手しごと俱楽部

#### 2 子ども支援

子育てに対する悩みの相談や情報交換ができるよう産前の親子を対象としたプレママプレパパ交流会、産後から未就園児まではベビーマッサージ、音楽遊びやプレイルーム、小学校低学年までは体操プログラムを開催し、継続的な支援ができるようについていきます。また、自主企画事業に参加された親子に地域の子育て支援の活動について情報提供を行い、地域ぐるみで子育て支援を行っていきます。



プレママパパ交流会

#### 3 障害者支援

地域と交流する場として椅子に座って行うヨガやボッチャ等を開催します。地域活動ホームどんとこいみなみ、南区生活支援センター、南区役所高齢・障害支援課等、障害者支援機関と当事者や支援者の困りごとやニーズについて把握して支援につなげられるようにしていきます。その情報を提供できる場として地域のケアマネジャーが集うケアマネサロンを開催します。



椅子ヨガ



ボッチャ

#### イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行っています。

### 1 施設の利用率向上の対策

#### (1) 施設の積極的紹介

- ア 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されたことがない方々に施設紹介を行います。また、広報紙で利用案内、施設ホームページで開館時間等を案内します。
- イ 高齢者、障害者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。
- ウ 特に、利用率が低いと予想される夜間の時間帯について活用していただけるよう、広報紙などで施設紹介を行います。

#### (2) イベント開催

- ア 地域ケアプラザまつり（ヒルトップフェスタ）等、どなたでも気軽に参加できるイベントを積極的に行います。
- イ まちテクラリー等、地域住民、南区社会福祉協議会、関連施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供します。
- ウ 多世代の誰もが気軽に参加できる「ファミリーコンサート」を提供します。



まちテクラリー 参加賞引き換え場

### 2 効率的な施設貸出の方法

当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出しています。

貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方にご利用いただけるよう工夫をします。

### 3 施設の管理

利用者が快適に活動いただけるよう、設備や備品においても適切に管理します。

## ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

### 1 ボランティアについての考え方

南区では65歳以上の方が2025年は54,249人、2035年は58,727人と今後増加することが見込まれているため、年齢を重ねても地域活動の参加や活動が継続できるよう、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実、活動しやすい環境を整備していきます。

### 2 ボランティア育成の取組

当地域ケアプラザの特徴は、ボランティア活動実績が多く、内容も多岐にわたっていることです。デイサービスでのボランティア活動のほか、自主事業では、様々なアイデアやご意見を反映した企画運営の他、地域の個人や障害者への支援も積極的に行ってています。「できる時 できる範囲で 無理せずに」を合言葉に、ボランティアが活動をしやすいよう、またボランティアに興味を持つてくれる人が増加するよう取り組んでいきます。

### 3 ボランティア登録

(1) よこはまシニアボランティアポイント事業へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるよう情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけづくりを支援しています。また、ボランティア講座の中でもいきいきポイント登録研修を実施します。

### 4 育成体制

(1) 地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターが、ボランティア活動に関する相談と情報提供を行います。

(2) 個人またはグループで活動のできるボランティアの登録、地域ケアプラザ内や地域での保健福祉に関する活動の場を提供した「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげています。

(3) ネットワーク形成の一歩として、年1回、日頃の活動への感謝を含めたボランティア交流会を開催していきます。

(4) 貸室登録団体のボランティア活動を支援するために、自主事業の中でのボランティア活動の場の提供を積極的に行います。

(5) 南区ボランティアセンターとボランティアグループと連携・協力して育成・支援に取り組みます。

(6) ボランティアグループ「生活応援団ちょぼら」にご協力いただき、ちょっとボランティア活動の紹介と育成目的の「くらしと趣味の学習館」講座を年3回開催します。今後も継続してボランティア活動への支援を行います。

### 5 ボランティアコーディネート

(1) ボランティア交流会を実施し、日頃の活動に関する感謝と労いを伝え、情報交換を通じた他の活動の理解を深めることで、ボランティア相互のつながりを強め、活動の刺激となるよう交流を深めていきます。

(2) 貸室利用団体のボランティア活動を支援するために、様々な活動の場を提供していま

す。地域ケアプラザの自主事業でのお手伝いや地域向け活動の支援等、連携を図りながら活動の奨励を行います。具体的なボランティア活動を記載した募集ポスターを施設にある掲示板やホームページにアップしてボランティア活動の情報提供と活動につなげていきます。

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

### 1 情報収集

- (1) 各職種が担当事業等において、地域における福祉保健活動に関する情報の収集に努めます。それぞれが集めてきた地域情報は、当法人で作成した地域アセスメントシートに落とし込み、所内会議や6職種会議、区役所との連絡会等で共有します。
- (2) 各職種が連絡会や研修会等に積極的に参加し、より広域における福祉保健活動に関する情報や社会資源等について常に最新情報を収集するよう努めます。
- (3) 地域で開催されている会合やサロン、自治会町内会等各団体の催しに積極的に参加することで、地域の方の声を直接聞いて情報収集を行います。

### 2 情報提供

- (1) 地域ケアプラザで実施されている通年の事業や単発のプログラム等は、それぞれにチラシやポスターを作成して施設の見やすい場所に配架、掲示します。また、自主事業等でも宣伝し周知します。
- (2) 地域の方に向けた広報紙を年4回作成し、地域ケアプラザの自主事業やボランティア団体に関する情報提供を行います。広報紙は地域内に回覧し、同時に主な事業を紹介するポスターを、地域内の掲示板に掲示します。
- (3) 回覧板や掲示板を目にすることの少ない、若い世代や仕事等で忙しい方にも地域ケアプラザの情報や地域の情報が伝えられるよう、ホームページを活用し、随時情報を更新していきます。
- (4) 貸館利用登録団体の情報シートを随時更新し、最新の情報提供に努めます。
- (5) よこはまウォーキングポイントのポイントリーダーを利用する目的で普段は地域ケアプラザを利用しない方も多く来所するため、ポイントリーダー近くに事業のチラシを配架する等、地域の福祉保健に関する情報提供を行います。また、こちらから声を掛け、様々な世代の方々のニーズ把握に努めます。

### (3) 生活支援体制整備事業

#### ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

- 1 法人独自の地域アセスメントシートを活用して連合自治会・各自治会町内会別のアセスメントシートを作成し、各職種がそれぞれの特性を把握した上で、6職種会議で情報交換・検討、目標を設定し、計画的に地域支援を取り組みます。また、アセスメントシートは毎月更新します。
- 2 高齢者一人ひとりができるることを大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくりにおいて、生活支援体制整備事業の「見守り」「つながり」「交流・居場所」の3つの柱の取組に視点を置き、社会資源を把握します。また、地域の活動拠点と連携し、地域における住民主体の活動について情報収集を行います。
- 3 生活支援コーディネーターが地域の高齢者サロン等の活動やお祭り等行事、地区社協や民生委員・児童委員の会議に参加してニーズ把握や情報交換を行い、情報把握と共有をします。

#### イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

- 1 民間企業が地域貢献活動等で開催している運動、栄養、福祉用具等の講座情報を生活支援コーディネーターが収集・把握に努めます。地域ニーズと民間企業が開催している講座がマッチングした際に生活支援コーディネーターが民間企業と地域の両者をつないでいきます。
- 2 エリア内やエリア近隣のNPO法人とは地域ケアプラザと相互の活動で協力し合いながら運動プログラムやケアプラザまつりの食事提供の自主事業を実施しています。今後活動の幅を広げ、子どもから高齢者まで多世代が交流できる活動にしていきます。
- 3 地域包括支援センターやエリア内のケアマネジャーから地域の方に対する支援の相談があった際に、インフォーマルサービスの情報提供を行い、引きこもり防止やフレイル予防に繋げます。ケアプラザで開催するケアマネサロン等で地域のインフォーマルサービス情報を発信していきます。

#### ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

気軽に声が掛けられ、孤立しない地域を目指して自治会町内会、民生委員・児童委員、認知症サポーター、ケアマネジャー等と取り組んでいきます。取組として認知症や閉じこもりの早期発見や見守り、認知症サポーター養成講座の開催、既存の高齢者サロンの継続や新規高齢者サロンの創出を行います。民生委員・児童委員から相談があり発展した認知症への対応について今後も検討を深め、見守り活動の発展継続や地元病院の認知症看護認定看護師に協力してもらい、地域への認知症普及活動につなげていきます。

#### エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

身近な存在である連合自治会町内会役員、地区社会福祉協議会メンバー、民生委員・児童委員、介護事業所、行政機関や地域ケアプラザ等が連携し、身近な高齢者の生活上のニーズを把握する情報交換の機会を作ります。単位自治会町内会の規模で社会資源の情報集約を進めます。

また、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、地域包括支援センター3職種が月1回以上、会議を開催してそれぞれが把握した高齢者の生活上のニーズ及び地域で開催されているサロン、地域活動をしているボランティア、企業の社会資源等について情報共有を行うと共に、実際に迅速・簡単に情報を取り出すことが出来るように社会資源とのマッチングの拡充を図っていきます。

#### （4）地域包括支援センター運営事業

##### ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の高齢者等からの総合相談に関しては、当事者のみならず家族や地域の状況も踏まえ、地域包括支援センターの職員が速やかに対応します。
- 2 南区役所や地域の関係者（民生委員・児童委員など）、ケアマネジャーとのネットワーク構築を図り、地域での話し合いを開催するなど、密接な連携と情報共有により、地域のニーズを把握するように努めます。
- 3 地域ケアプラザの特性を活かし、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターと地域包括支援センター職員で連携し、各ネットワークを活かして課題の把握を行い、支援につなげます。
- 4 当地域ケアプラザの担当地域は、坂や階段が多く交通手段が少なく地域ケアプラザも坂の上という立地のためアクセスが不便です。来所が難しい高齢者の方が地域包括支援センターへ相談が出来るよう自宅を訪問していきます。

#### イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 地域の方々が認知症について理解を深め、地域で支えていけるよう、「認知症サポーター養成講座」を開催します。さらに福祉学習の一環として、子ども達にも早い段階で認知症理解を深めてもらえるよう、近隣の小学校を対象とした講座の開催を支援します。
- 2 気になる高齢者がいれば気軽に声をかけていただくよう、認知症への気づきの視点や、認知症の相談窓口が地域包括支援センターであることを地域の方に向けて様々な機会で周知します。
- 3 認知症初期集中支援チーム会議に参加をして連携強化を図ります。認知症初期集中支援チームへ該当すると考えるケースの依頼をします。

#### ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

- 1 高齢者等の虐待や権利擁護に関しては、区役所と十分連携をとりながら相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、様々な専門職者とも連携して専門的・継続的な視点から支援します。
- 2 区役所・南区内の包括支援センター社会福祉士等で構成される社会福祉士部会を中心に成年後見サポートネットの企画運営や利用促進のための普及啓発、高齢者虐待防止についての普及啓発や支援するにあたってのスキルアップの研修等の企画運営を行う等協力して権利擁護事業を進めます。
- 3 高齢者等の人権や権利を守るため「成年後見制度」「相続・遺言」など地域のニーズに合わせた講座を開催します。
- 4 地域の自治会町内会、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、友愛活動員等、また広く一般の地域住民向けに普及啓発物品（ポケットティッシュ）を地域ケアプラザで作成して地域に配布することで、高齢者虐待についての認識や意識を向上します。虐待防止の視点を持つことで、「気づき⇒通報⇒見守り」の一連の支援についてさらなる連携・相談体制の構築に努めます。
- 5 介護保険事業者（主にケアマネジャー）などの支援者を対象に、成年後見制度の理解の促進及び制度の適切な活用方法を目的とし講演又は勉強会を開催します。
- 6 ケアマネジャーから相談があった際は連携して速やかに支援を行っていきます。



成年後見制度講座

## エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

### ■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 1 区役所や医師等専門家を招いたケアマネサロンを開催し、スキルアップを図り、ケアマネジャーと民生委員・児童委員との情報交換会を行い顔の見える関係づくりの支援をすることで、安心して相談ができる体制づくりに努めます。
- 2 ケアマネジャー等からの相談を隨時受けるとともに、困難事例については適宜同行訪問し、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討し継続的に支援します。
- 3 区役所と区内地域包括支援センター合同で新任ケアマネジャー向けを年4回、南区ケアマネジャー連絡会と共に現任向けの研修を年2回程度行い、継続的にケアマネジャー支援を行います。

### ■在宅医療・介護連携推進事業

- 1 高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、医療と介護関係者が連携できるような体制づくりに努めます。
- 2 地域のケアマネジャー支援の取組として地域ケアプラザの協力医と情報交換及び交流を目的とした「あずまカフェ」を開催し、医療知識の向上と在宅医との連携ができるように支援します。
- 3 在宅療養支援ネットワーク会の事例検討会、定例会議に参加し多職種からの意見をくみ取って、医療と介護が連携してケアマネジメントできるように取り組みます。

## オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

- 1 総合相談を基に地域課題を抽出し、地域ぐるみで課題への取組が必要とされる場合、タイムリーに福祉サービス事業所、医療機関、民生委員・児童委員、区役所等の関係者等と地域ケア会議を開催していきます。
- 2 「認知症」「独居」など具体的な課題を抽出し、見守り等の人的資源が必要な場合には協力者が増やせる様な見守り等支援のネットワーク構築を行っていきます。
- 3 見守り等支援のネットワーク構築のために、包括レベルとして単一自治会町内会ごとの地域ケア会議を行います。

力 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について  
事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具  
体的な支援内容の計画について記載してください。

### 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える現状の中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健  
医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客様が住み慣れた地域で自立した日常  
生活を営むことができるよう支援します。

また、地域のインフォーマルサービスを活用した介護予防プランの作成に努めていきます。

一人ひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組む  
ことを大切にし、ご本人が自立した生活を維持できるよう日頃の生活上の困りごとからサービ  
ス調整まで細やかな対応をしていきます。

### 1 人員の確保、育成

予防プランナーを確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、定期的  
な研修の実施と参加を奨励していきます。

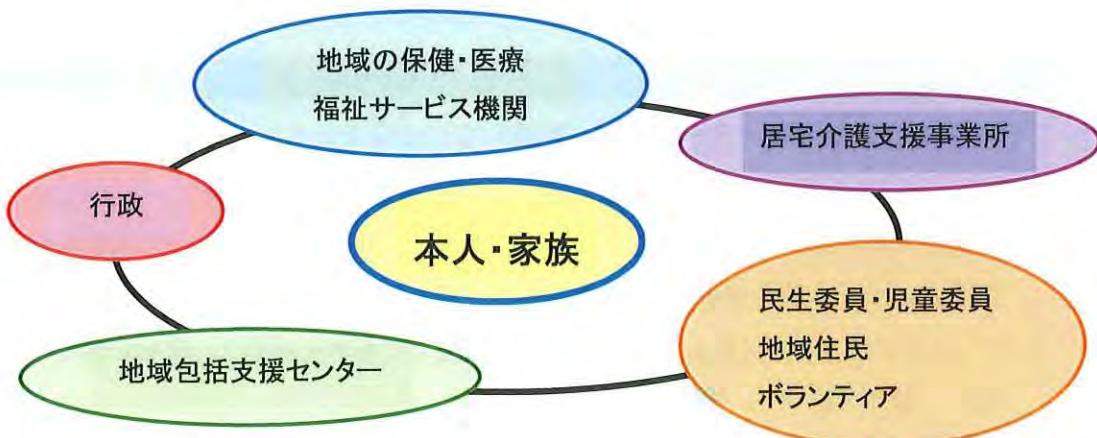
### 2 コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティ  
ア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正・中立な立場に立ち介護予  
防プランを作成します。

### 3 居宅介護支援事業所との連携強化

お客様やご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケ  
アマネジャーと連携し、支援を行っていきます。

### 関係機関との連携図



## キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

当地域ケアプラザは事業の中核となる存在として、地域の介護予防活動への支援および普及啓発活動を行います。

### 1 閉じこもり情報把握

- (1) 地域の食事会や交流会、老人クラブ、地域ケアプラザの自主事業等の機会に、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の把握に努めます。
- (2) 民生委員・児童委員、老人クラブ、保健活動推進員等と連携を密にし、潜在する閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者の把握に努めます。

### 2 普及啓発

- (1) 地域の食事会や老人会へ出向き、地域の民生委員・児童委員、保健活動推進員、地域ボランティアとの連携により、虚弱高齢者に関する認識を高めます。
- (2) 介護予防の普及に向け、地域の高齢者が歩いていける身近な場所で介護予防教室を開催していきます。

### 3 介護予防事業の展開

- (1) 脳トレウォーキング教室等、介護予防に効果のある事業を実施していきます
- (2) 地域の高齢者が歩いて行ける身近な場所に、主体的・継続的に介護予防に取り組むグループの活動である元気づくりステーション事業の支援を行います。
- (3) 運動機能や認知機能の低下などの健康寿命に影響するサインを見つけることができる南区独自の介護予防健診「みなみフレイル予防検診」をかいご予防サポーターとともに取り組みます。



脳トレ  
ウォーキング

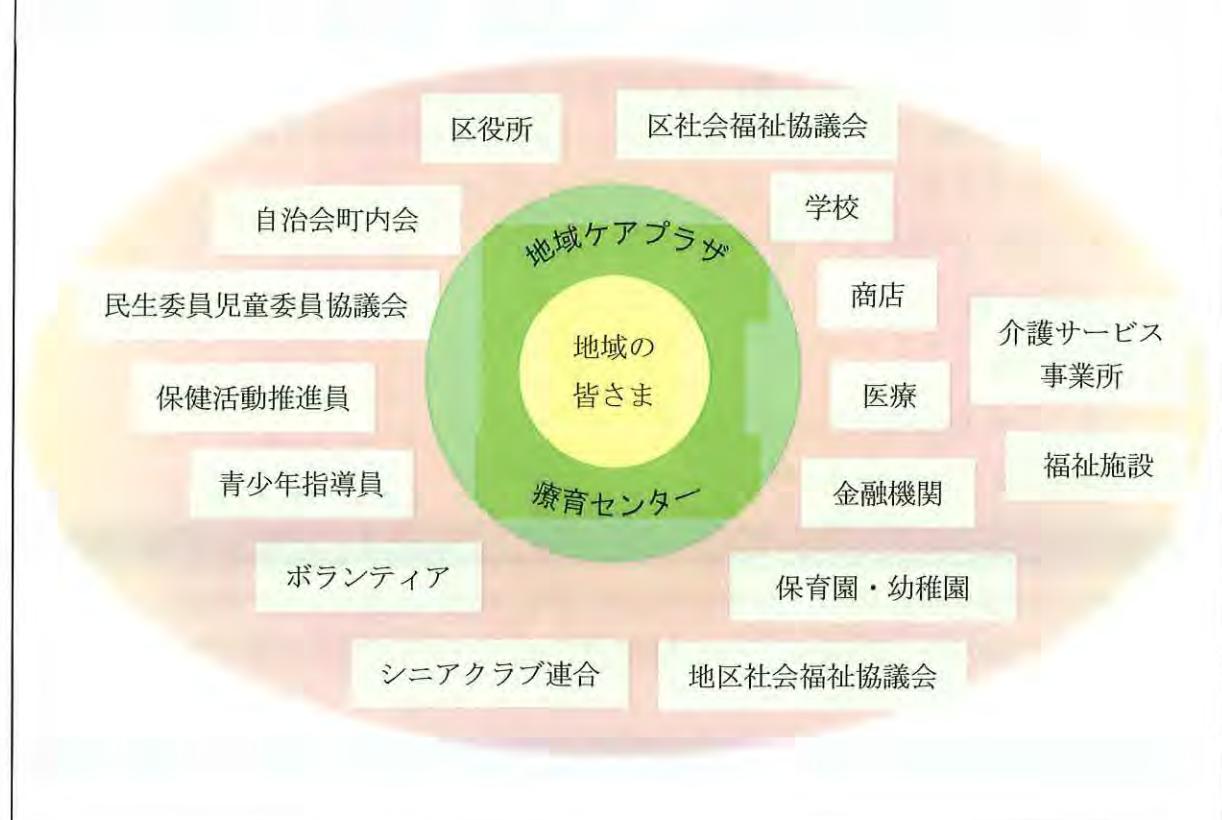
### 4 地域活動の支援

- (1) かいご予防サポーターが地域で開催している脳トレウォーキング教室を支援します。
- (2) 「いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できる」を目標に、認知症に対する地域住民の理解が深まり、地域で支えていけるよう、認知症サポーター養成講座を認知症キャラバンメイトと共に展開していきます。
- (3) 地域の介護予防活動が継続できるよう訪問して状況を確認し、参加者増員やプログラム提供、紹介を行っていきます。

## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

- 1 地域包括支援センター、生活体制整備事業、地域活動交流事業の地域ケアプラザ内で多職種協働により知り得たインフォーマル情報等を民生委員児童委員協議会の定例会、サロン等の地域活動で紹介や調整を行い、地域にインフォーマルサービスが行き届くネットワークづくりを行います。
- 2 南区ケアマネジャー連絡会「あったかねっと南」の後方支援や共催事業を通じて、区域での事業所とのネットワーク構築に努めます。
- 3 民生委員・児童委員、地域のケアマネジャー事業所、行政が出席する支え合い会議を年1回以上開催してネットワーク構築に努めます。
- 4 地域のケアマネジャー事業所のネットワークづくりのケアマネサロンを開催し、インフォーマル情報の提供をお願いしたり、エリア内に留まらず近隣のケアマネジャーにも地域のインフォーマル情報を提供していきます。
- 5 エリア内の認知症サポーターと協同して認知症サポーター養成講座の開催や認知症の方の居場所づくりや見守り支援を行います。



## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

### 1 運営方針

- (1) 要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するべく、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めています。
- (2) 地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色を生かし、地域包括支援センターとの連携を行うことで切れ目のない支援を行い、ご本人ご家族日頃の生活上の困りごとを解消するためのサービス調整等を行っていきます。
- (3) お客様の相談に随時対応できるよう特定事業所である体制を整備し、24時間相談体制としています。
- (4) 地域ケアプラザ内にある事業所として、地域包括支援センターより委託依頼がある場合に可能な限り受託していきます。また、受託後は情報共有を行い、報告を密にして連携した支援ができるようにします。
- (5) インフォーマルサービスをケアプランに位置づけるために地域の最新情報を収集し、活用できるようにします。

### 2 在宅生活の支援

要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めています。

- ・自立支援（身体的自立・精神的自立）
- ・認知症支援
- ・医療連携
- ・自己実現（QOLの向上）
- ・家族支援（レスパイトケア）

### 3 コンプライアンスの徹底（公正中立なサービス調整）

関係法令の遵守を基本とし、区役所や地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ちケアプランを作成します。

### 4 サービスの質及び職員の資質向上

- (1) お客様やご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めています。
- (2) ケアマネジャーの専門性を高め、質の向上を図るために、法人本部で採用時及び定期的に研修を行います。
- (3) 定期的に、法人本部にてケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケ

アプラン作成研修、業務改善等に取り組んでいきます。

- (4) 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、テーマ別の勉強会を行っていきます。
- (5) 毎週、事業所内で対応困難ケースの共有を行い、ケアマネジャーのスキルアップに努めています。
- (6) 事業所内で研修を実施すると共に、南区ケアマネジャー連絡会「あったかねっと南」エリアの居宅介護支援事業所と事例検討会等を行い、共にサービスの質の向上に取り組んでいきます。

#### (6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

##### 1 運営指針

###### (1) わかりやすい事業呼称

「通所介護」「認知症対応型通所介護」という名称はサービスの内容がイメージしにくいため、当地域ケアプラザでは誰にでもわかりやすく通所介護を「ふれあい」、認知症対応型通所介護を「認知デイきよらか」という呼称にして広報をしていきます。

###### (2) 「お客様に信頼され、笑顔でつながるデイサービス」

誰にでもわかりやすい言葉で法人全体のデイサービスの目標を設定し、一丸となって運営にあたっていきます。

###### (3) 在宅生活の支援

- ア 住み慣れた地域での在宅生活を長く継続できるよう、在宅生活を継続するためには何をすれば良いかを個別に計画をして、自立に向けた支援を行っていきます。
- イ お客様の心身機能の維持向上ができるよう機能訓練指導員が個別または集団で機能訓練を実施していきます。

###### (4) サービスの質及び職員の資質向上

- ア サービスに対するより広い視点と発想を持てるよう、定期的にスタッフを対象に研修を行っていきます。
- イ ドライバーには安全運転研修を継続実施しています。
- ウ 生活相談員は経験年数、職位に応じた「階層別研修」、接遇や介護技術などテーマ別の「課題別研修」、職種毎に必要な知識・技術の習得を目指す「職種別研修」を行っています。

## 2 サービスマニューオについて

### (1) 当法人共通の独自サービスメニュー

- ア 脳の活性化を目的に機能訓練ボードを独自で考案・作成し、個々のお客さまの状態に合わせて使い方をアレンジするなど、認知症予防だけでなく、職員とお客さま、また、お客さま同士のコミュニケーションツールとしても活用していきます。
- イ 毎月のお客さま・ご家族への報告は写真付きで報告しており、ご希望にされる場合は、ご利用時の写真の提供をします。



「機能訓練ボード」

### (2) 当地域ケアプラザの独自サービスメニュー

- ア 季節の行事を取り入れたレクリエーションや園芸で、季節を楽しみながら介護予防につながる工夫をしていきます。
- イ 習字・貼り絵展示の作品作りを活発に行い、できた作品はデイルーム内に展示することで創作意欲につなげていきます。
- ウ 地域にある保育園の園児の訪問もあり、多世代交流を楽しむ機会となっています。また、地域の芸能ボランティアさんの訪問も多く、人と人とのふれあいの場としての交流も楽しんでいただきます。
- エ 通信カラオケ、バーチャルレクリエーション（テレビ映像を見ながらゲーム感覚で体を動かす）等の機材を使用し、心身の健康維持に努めます。



お客様が作成した貼り絵

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザをご利用くださるお客さまのニーズに合わせた運営を行い、サービスの質の向上を図るための経費を支出していきます。

#### 1 収支計画

地域ケアプラザを適切に運営するための収支計画を立て、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業等、指定管理料を適切に支出していきます。

#### 2 利用者サービスのための経費

地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業における、テキスト代や材料費等については実費相当額を頂き、収支報告書において適切に報告しています。

また、通所介護・認知症対応型通所介護事業については、介護保険法における利用料徴収を法令に基づき行っていきます。

### (2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

#### 1 利用料金の収支の活用

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 1) 自主企画事業                 | ア 事業の趣旨や内容を考慮した上で、必要に応じてその実費相当額を参加費として徴収<br>イ 徴収した参加費は、材料費やテキスト代、講師謝金、保険料等として使用                                |
| 2) 通所介護<br>認知症対応型<br>通所介護 | ア 食費や制作物に係る材料費等実費相当額をご負担いただき、その費用の一部に充当<br>イ 材料費等をご負担いただくことで、お客さまの希望に沿ったレクリエーション等を提供できるよう、バリエーションに富んだサービス提供を実施 |

#### 2 運営費等を低額に抑える工夫

|           |  |
|-----------|--|
| 1) 組織的な取組 | ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全職員へコスト意識の徹底<br>イ 建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り抑制<br>ウ 法人が受託している他の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などによる経費節減<br>エ 超過勤務の適正管理を徹底することによる人件費の節減<br>オ 法人として、DX推進のためのロードマップを作成し、事務の効率化・ペーパーレス化、生産性の向上 |
|-----------|--|

|             |   |
|-------------|---|
| 2) 事務の効率化   | <p>ア 労務、経理等の事務処理に関しては、事務職員が法人本部と連携を取り、業務を役割分担</p> <p>イ DX推進により令和6年度人事・経理システム導入。今後、新たな勤怠管理、給与システム等を導入し業務の効率化</p>   |
| 3) 環境への配慮   | <p>ア 環境に配慮しごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施</p> <p>イ 人事・経理システムやケアプランデータ連携システムの導入（準備中）によるペーパーレス化の推進、印刷機で必要なデータを選択できる複合機導入し不要な印刷による紙ごみの削減など紙資源の節減とごみの削減</p>   |
| 4) 省エネルギー対策 | <p>ア 節水システムの導入及び電気使用量の節減効果が見込まれる力率改善コンデンサーの設置、電力会社を変更する等、より安価な契約をすることによる光熱水費の削減</p> <p>イ 電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調節を行いながら室内温度の調整による経費節減</p> <p>ウ 不要な照明の消灯、使用していない事務機器の電源を落として電力の節約</p> |

**指定管理料提案書**  
(横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ)

## 1 指定管理料提案書

## (1) 地域ケアプラザ運営事業

| 項目          |                 | 積算根拠  | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|-----------------|---|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|             |                 |   |                   | 令和8年度       | 令和9年度       | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等  | □                 | 11,275,034円 | 11,428,373円 | 11,583,797円 | 11,741,338円 | 11,901,022円 |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域活動交流Co<br>・サブCo等 | □                 | 333,554円    | 333,554円    | 333,554円    | 333,554円    | 333,554円    |
| 事業費         |                 | 自主事業にかかる経費(講師謝<br>金、材料費等)                                   | □                 | 889,762円    | 901,863円    | 914,128円    | 926,560円    | 939,161円    |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修<br>費、通信運搬費、印刷製本費、事<br>務消耗品費 等                | ■                 | 4,777,355円  | 4,842,327円  | 4,908,183円  | 4,974,934円  | 5,042,593円  |
| 管理費         |                 | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                               | □                 | 4,931,295円  | 4,998,361円  | 5,066,338円  | 5,135,241円  | 5,205,080円  |
| 小破修繕費       |                 | ・小破修繕費 474,000円   |                   | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    | 474,000円    |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場<br>合は記載してください。>                              |                   | 0円          | -297,478円   | -599,000円   | -904,627円   | -1,214,410円 |
| 施設使用料相当額    |                 |   |                   | -1,221,000円 | -1,221,000円 | -1,221,000円 | -1,221,000円 | -1,221,000円 |
| 合計          |                 |   |                   | 21,460,000円 | 21,460,000円 | 21,460,000円 | 21,460,000円 | 21,460,000円 |
|             |                 |   |                   | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  | 3,000,000円  |

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域  
ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

## (2) 地域包括支援センター運営事業

| 項目          |                                | 積算根拠   | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額          |             |             |             |             |
|-------------|--------------------------------|--|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 令和8年度       | 令和9年度                          |  |                   | 令和10年度      | 令和11年度      | 令和12年度      |             |             |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象                 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等  | □                 | 21,886,836円 | 22,184,497円 | 22,486,206円 | 22,792,019円 | 23,101,991円 |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外                | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・地域ケアプラザ所長<br>・地域包括支援センター職員等 | □                 | 622,699円    | 370,570円    | 375,610円    | 380,718円    | 385,896円    |
| 事業費         |                                | 自主事業にかかる経費(講師謝<br>金、材料費等)                              | □                 | 365,598円    | 370,570円    | 375,610円    | 380,718円    | 385,896円    |
| 事務費         |                                | 備品購入費、旅費交通費、研修<br>費、通信運搬費、印刷製本費、事<br>務消耗品費 等           | ■                 | 2,824,818円  | 2,863,236円  | 2,902,176円  | 2,941,645円  | 2,981,651円  |
| 管理費         |                                | ・管理費<br>・施設維持管理費<br>(各種保守点検費)                          | □                 | 1,307,929円  | 1,325,717円  | 1,343,747円  | 1,362,022円  | 1,389,545円  |
| 小破修繕費       | ・小破修繕費 126,000円                |  |                   | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    | 126,000円    |
| 協力医         | ・協力医 630,000円                  |  |                   | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    | 630,000円    |
| 利用料金の活用     | <介護保険収入等を充当する場<br>合は記載してください。> |  |                   | -1,571,880円 | -1,678,590円 | -2,047,349円 | -2,421,122円 | -2,808,979円 |
| 合計          |                                |  |                   | 26,192,000円 | 26,192,000円 | 26,192,000円 | 26,192,000円 | 26,192,000円 |
|             |                                |  |                   | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  | 1,500,000円  |

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

| 項目          |                 | 積算根拠   | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額         |            |            |            |            |
|-------------|-----------------|--|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
|             |                 |  |                   | 令和8年度      | 令和9年度      | 令和10年度     | 令和11年度     | 令和12年度     |
| 人<br>件<br>費 | 賃金水準<br>スライド対象  | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象人件費<br>・生活支援Co             | □                 | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      |
|             | 賃金水準<br>スライド対象外 | 【内訳】<br>賃金水準スライド対象外人件費<br>・生活支援Co            | □                 | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      |
| 事業費         |                 | 自主事業にかかる経費(講師謝<br>金、材料費等)                    | □                 | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      |
| 事務費         |                 | 備品購入費、旅費交通費、研修<br>費、通信運搬費、印刷製本費、事<br>務消耗品費 等 | ■                 | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      |
| 利用料金の活用     |                 | <介護保険収入等を充当する場<br>合は記載してください。>               |                   | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      | ■■■■■      |
| 合計          |                 |  |                   | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 | 6,185,000円 |
|             |                 |  |                   | うち団体本部経費   | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   | 500,000円   |

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

| 項目  |           | 積算根拠 | 団体本部<br>経費<br>の含有 | 金額       |          |          |          |          |
|-----|-----------|------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|     |           |      |                   | 令和8年度    | 令和9年度    | 令和10年度   | 令和11年度   | 令和12年度   |
| 事業費 | 一般介護予防事業費 | □    | 154,000円          | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
| 合計  |           |      |                   | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 | 154,000円 |
|     |           |      |                   | うち団体本部経費 | 0円       | 0円       | 0円       | 0円       |

**収支予算書**  
(横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ)

| 項目 |                  | 令和8年度                        | 令和9年度        | 令和10年度       | 令和11年度       | 令和12年度       |
|----|------------------|------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 収入 | 横浜市<br>支払<br>想定額 | 地域ケアプラザ<br>運営事業              | 21,460,000円  | 21,460,000円  | 21,460,000円  | 21,460,000円  |
|    |                  | 地域包括支援<br>センター運営事業           | 26,192,000円  | 26,192,000円  | 26,192,000円  | 26,192,000円  |
|    |                  | 生活支援<br>体制整備事業               | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   | 6,185,000円   |
|    |                  | 一般介護予防<br>事業                 | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     | 154,000円     |
|    |                  |                              | 53,991,000円  | 53,991,000円  | 53,991,000円  | 53,991,000円  |
|    | 介護保険<br>事業収入     | 介護予防支援事業<br>・第1号介護予防支<br>援事業 | 15,816,740円  | 16,031,848円  | 16,249,881円  | 16,470,879円  |
|    |                  | 居宅介護支援事業                     | 23,919,042円  | 24,244,341円  | 24,574,064円  | 24,908,271円  |
|    |                  | 通所系<br>サービス事業                | 114,868,087円 | 116,430,293円 | 118,013,745円 | 119,618,732円 |
|    |                  |                              | 154,603,869円 | 156,706,482円 | 158,837,690円 | 160,997,882円 |
|    | その他収入            |                              | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  |                              | 208,594,869円 | 210,697,482円 | 212,828,690円 | 214,988,882円 |
|    |                  |                              |              |              |              | 217,178,454円 |
| 支出 | 内訳               | 人件費                          | 152,300,635円 | 154,371,924円 | 156,471,382円 | 158,599,393円 |
|    |                  | 事業費                          | 10,856,454円  | 11,004,102円  | 11,153,758円  | 11,305,449円  |
|    |                  | 事務費                          | 26,546,281円  | 26,880,110円  | 27,218,480円  | 27,561,451円  |
|    |                  | 管理費                          | 12,996,306円  | 13,173,056円  | 13,352,209円  | 13,533,799円  |
|    |                  | その他                          | 0円           | 0円           | 0円           | 0円           |
|    |                  |                              | 202,699,676円 | 205,429,192円 | 208,195,829円 | 211,000,092円 |
|    |                  | うち団体本部経費                     | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  | 10,000,000円  |
|    |                  |                              |              |              |              |              |
|    | 収支               |                              | 5,895,193円   | 5,268,290円   | 4,632,861円   | 3,988,790円   |
|    |                  |                              |              |              |              | 3,881,961円   |

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書**  
**(横浜市清水ヶ丘地域ケアプラザ)**

## 1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   |
|                 | 配置予定人数 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 | 0.1250人 |

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   |
|                 | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ①      | 基礎単価    | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                 | 配置予定人数 | 6.0000人 | 6.0000人 | 6.0000人 | 6.0000人 | 6.0000人 |
| ②               | 基礎単価   | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
| ③               | 基礎単価   | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

## 2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

## (1) 地域ケアプラザ所長

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   |
|                 | 配置予定人数 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 | 0.3750人 |

## (2) 地域ケアプラザ所長以外

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   |
|                 | 配置予定人数 | 3.0000人 | 3.0000人 | 3.0000人 | 3.0000人 | 3.0000人 |

| 臨時<br>雇用<br>職員等 | ①      | 基礎単価    | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                 | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
| ②               | 基礎単価   | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |
| ③               | 基礎単価   | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      | 0円      |
|                 | 配置予定人数 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 | 0.0000人 |

## 3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

|                 |        | 令和8年度   | 令和9年度   | 令和10年度  | 令和11年度  | 令和12年度  |
|-----------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 正規<br>雇用<br>職員等 | 基礎単価   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   | ■■■■■   |
|                 | 配置予定人数 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 | 1.0000人 |

## 4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

|  |
|--|
|  |
|--|

## 団体の概要

(令和6年12月27日現在)

|  |  |                |                |                |
|--|--|----------------|----------------|----------------|
| (ふりがな)<br>団体名                                | ( しゃかいふくしほうじんよこはましふくしさーびすきょうかい )<br>社会福祉法人横浜市福祉サービス協会  |                |                |                |
| 共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。 |  |                |                |                |
| (ふりがな)<br>名称                                 | ( )  |                |                |                |
| 所在地  | 〒220-0021 横浜市西区桜木町六丁目31番地  |                |                |                |
| 設立年月日  | 平成9年1月14日  |                |                |                |
| 沿革   | 前身である財団法人横浜市ホームヘルプ協会（横浜市外郭団体）は、昭和59年12月に設立され、横浜市の在宅福祉サービスを担い、先駆的に取り組んできました。平成9年1月に発展的に改組し、社会福祉法人横浜市福祉サービス協会を設立、横浜市の外郭団体から自立をしました。以降、老人ホームや地域ケアプラザの施設運営をはじめ、定期巡回や訪問看護ステーション、小規模多機能型居宅介護等にも取り組み、総合的な福祉サービスを目指した先進的な事業展開を続けています。令和6年12月には法人設立から40周年を迎えました。  |                |                |                |
| 事業内容等  | <p>当協会は訪問介護事業のほか、地域ケアプラザ（21館）や特別養護老人ホーム（5施設）の運営、高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業や訪問看護事業、小規模多機能型居宅介護事業、福祉用具貸与・販売事業等、ここ横浜の地でお客様である市民の皆様お一人おひとりの状況に真摯に向き合い、お客様の満足を第一に高品質なサービス提供を追求した事業を実施しております。実施している事業は以下の通りです。</p> <p>①訪問介護 ②訪問看護 ③通所介護 ④短期入所生活介護 ⑤福祉用具貸与 ⑥特定福祉用具販売 ⑦認知症対応型通所介護 ⑧小規模多機能型居宅介護 ⑨定期巡回随時対応型訪問介護看護 ⑩夜間対応型訪問介護 ⑪地域密着型通所介護 ⑫居宅介護支援 ⑬介護予防訪問看護 ⑭介護予防短期入所生活介護 ⑮介護予防福祉用具貸与 ⑯特定介護予防福祉用具販売 ⑰介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑱第1号訪問事業 ⑲第1号通所事業 ⑳介護予防支援 ㉑介護老人福祉施設（老人ホーム） ㉒居宅介護 ㉓重度訪問介護 ㉔移動支援 ㉕計画相談支援 ㉖在宅生活支援ホームヘルプ事業 ㉗地域ケアプラザの受託運営 ㉘養護老人ホームの受託運営 ㉙高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ㉚福祉用具・用品販売</p> |                |                |                |
| 財務状況<br>※直近3か年の事業年度分                         | 年度   | 令和3年度          | 令和4年度          | 令和5年度          |
|  | 総収入  | 13,235,866,425 | 13,532,507,859 | 13,712,032,341 |
|  | 総支出  | 13,056,105,675 | 13,306,223,095 | 13,433,525,138 |
|  | 当期収支差額   | 179,760,750    | 226,284,764    | 278,507,203    |
|  | 次期繰越収支差額   | 3,308,281,592  | 3,759,649,724  | 3,707,066,633  |

|       |   |
|-------|---|
| 連絡担当者 |  |
| 特記事項  |   |